

貝塚市省エネナビモニター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の省エネ行動のより一層の促進を図るため、毎日の消費電力量や二酸化炭素排出量を確認できる省エネナビ（以下「機器」という。）の貸出しを行う省エネナビモニター事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(機器貸出要件)

第2条 機器の貸出しは、世帯単位で行うものとし、機器の貸出しを受けることのできる世帯は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に居住する世帯であること。
- (2) 太陽光発電システムを設置していない世帯であること。
- (3) 機器の設置が可能な分電盤を有する住居に居住している世帯であること。
- (4) 機器の設置手引書により、自己の責任において取付けをすることができる世帯であること。

(機器の貸出台数)

第3条 機器の貸出しを受けることのできる台数は、1世帯につき1台とする。

2 貸出し及び返却にかかる機器の受渡しは、市民生活部環境衛生課で行う。

(機器使用予約)

第4条 機器の使用希望者は、電話、ファックス、電子メールその他の方法により、市長に対して事前に予約しなければならない。

2 予約受付は、先着順とし、予約申込台帳へ記載されることにより予約が完了したものとする。

(機器使用申込)

第5条 機器の使用予約が完了した者は、予約完了の翌日から起算して10日以内に貝塚市省エネナビモニター申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の申込書が期日までに提出されないときは、当該予約は取り消されたものとみなす。

3 申込者は、申込書の提出時においては、申込者本人であることを確認することができる書類を市長に提示しなければならない。

(使用料)

第6条 機器の使用料は、無料とする。ただし、貸出期間中における機器の設置及び使用に伴う電気使用料等の経費は、使用者の負担とする。

(使用承諾等)

第7条 市長は、第5条の規定による申込みを受けたときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承諾するものとし、当該申込者に対し、貝塚市省エネナビモニター承認決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により通知するとともに機器を貸し出すものとする。この場合において、すべての機器を貸し出している等の事由により、機器の貸出しができないときは、貸出しのできる状態となった時点で決定通知書により通知するとともに機器を貸し出すものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (2) 営利目的の活動に使用するとき。
- (3) その他機器の使用について市長が不適切と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による使用承諾後であっても前項各号の規定に該当すると判明した場合は、使用承諾を取り消すことができる。

(使用期間及び更新)

第8条 機器の使用期間は、貸出しの開始日から3月とし、前条の規定により機器の貸出しを受けたものの（以下「モニター」という。）は、使用期間終了後10日以内に機器を返却するものとする。ただし、引き続き使用を希望するものは、他の予約がない場合に限り、1回のみ更新できるものとする。

2 前2条の規定は、前項ただし書の規定による使用期間の更新について準用する。

(使用に関する遵守事項)

第9条 モニターは、善良な管理者の注意義務を持って機器を取り扱うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機器を第三者に譲渡、転貸等しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに機器を使用すること。
- (3) 機器の使用期間を遵守すること。
- (4) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(原状回復)

第10条 機器を亡失し、又は破損した場合には、モニターの責任と負担により、原状に復し、又は現品により返還しなければならない。

(モニターの責任)

第11条 機器の使用等により、モニターが被った損害又はモニターが第三者に与えた損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

(実績報告)

第12条 モニターは、貝塚市省エネナビモニター実績報告書(様式第3号)を指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(協力)

第13条 市長は、モニターに対して、必要に応じて次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 市の地域省エネルギービジョンに関する取り組みへの参加
- (2) その他市長が必要と認める事項

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、機器の貸出しについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は決済の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

（元号） 年 月 日

貝塚市長 様

（モニター申込者） 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 _____ - _____

貝塚市省エネナビモニター申込書

貝塚市省エネナビモニター事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申込みます。
 なお、機器の使用に際しては、定められた使用上の注意事項を遵守します。

記

機器及び付属品リスト	省エネナビ 一式		
	<input type="checkbox"/> 電力センサ <input type="checkbox"/> 表示器 <input type="checkbox"/> ACアダプタ	<input type="checkbox"/> 省エネナビツールキット <input type="checkbox"/> USBケーブル <input type="checkbox"/> 結束バンド（3本）	<input type="checkbox"/> 配線固定具 <input type="checkbox"/> 省エネナビ設置手引書 <input type="checkbox"/> 電気料金設定表
貸出を受ける日	（元号） 年 月 日		
裏面の注意事項を読み、同意します。		はい ・ いいえ	

※ご記入いただいた個人情報は本事業以外では使用しません。

事務局使用欄		
身分証確認（第5条関係）	機器番号	返却期限
免許証 ・ パスポート 保険証 ・ その他（ ）		（元号） 年 月 日

機器使用にあたっての注意事項

- ※1 分電盤（ブレーカー）が家庭用单相3線式又は单相2線式であり、かつ遮断容量が75アンペア以内であることを確認してから使用してください。
- ※2 機器の貸出し及び返却にあたっては、本市の職員からの説明事項がありますので、環境衛生課（第2別館2階）までお越しいただくことになります。
- ※3 機器の取り付けから取り外しまでの作業は、すべてご自身で行っていただきます。
- ※4 機器の使用中に発生する電気代や設置にあたって特に器具を用意された場合などの費用は、ご自身で負担してください。
- ※5 機器の使用により電気製品、パソコン等に不具合が生じた場合も、市は一切の責任を負いかねます。
- ※6 機器の管理は、万全の注意をもってしてください。万一、機器が動作しない、破損、紛失したなどの場合は、すみやかに環境衛生課に連絡し、その指示に従ってください。
- ※7 営利目的での使用、第3者への貸出、転貸、質入、処分、改造、塗装、装飾などは、しないでください。
- ※8 6、7の場合、使用者に現状に復していただく、又は現品により返還していただきます。
- ※9 3か月の使用期間終了後は、速やかに期限内（使用期間終了後10日以内）に環境衛生課までご持参ください。
- ※10 使用中に機器に記録されたデータ内容等は、個人を特定されない範囲で、省エネ・省CO₂活動等の啓発資料に活用させていただくことがありますので、ご了承ください。

様式第2号（第7条関係）

貝環衛第 号

(元号) 年 月 日

住所

氏名 様

貝塚市長

(公 印 省 略)

貝塚市省エネナビモニター承認決定通知書

(元号) 年 月 日付けで申し込みのありました省エネナビモニターについて、
(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日までの間、貸し出すことを
承認しましたので通知します。

つきましては、(元号) 年 月 日までに市民生活部環境衛生課まで機器を受
け取りに来て下さい。

もし、期日までに受け取りに来られなかった場合は、機器使用を取り止めたものとみな
します。

（元号） 年 月 日

貝塚市長 様

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

貝塚市省エネナビモニター実績報告書

貝塚市省エネナビモニター事業実施要綱第12条の規定に基づき、省エネルギー効果等について下記のとおり報告します。

記

1. モニター期間

（元号） 年 月 日～（元号） 年 月 日

2. 実績等

年月	電気使用量 (kWh)	CO ₂ 排出量 (kg)	電気料金 (円)	前年同月の 電気使用量 (kWh)	増減の主な理由
年 月					
年 月					
年 月					

3. 所見

【感想や意識して取り組んだ内容など、省エネナビの貸出を受けたことによって変化したことを記入して下さい。】